

第18回 広島市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和6年1月22日（月）10：00～

場 所：合人社ウエンディひと・まちプラザ

（広島市まちづくり市民交流プラザ）

北棟6階 マルチメディアスタジオ

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

分科会の設置について

・運賃分科会

・陸上交通分科会

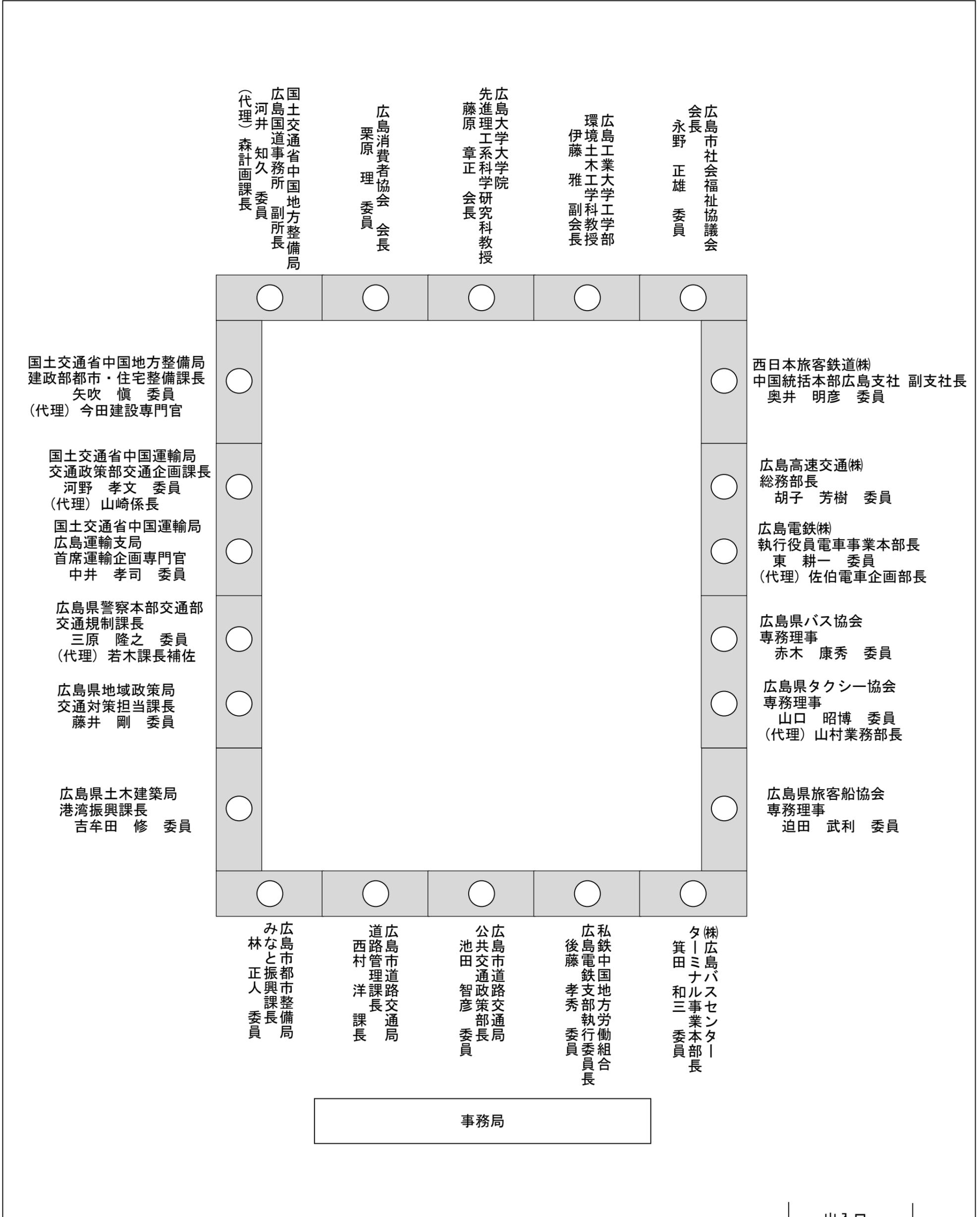
3 その他

4 閉 会

第18回 広島市地域公共交通活性化協議会 配席表

日時：令和6年1月22日（月） 10:00～

場所：合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
北棟6階 マルチメディアスタジオ



広島市地域公共交通活性化協議会委員

令和5年10月2日現在

所 属・氏 名		備 考
広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	藤原 章正 ◎	学識経験者
広島工業大学工学部環境土木工学科 教授	伊藤 雅 ○	
広島市道路交通局 公共交通政策部長	池田 智彦	地方公共団体
西日本旅客鉄道(株)中国統括本部広島支社 副支社長	奥井 明彦	公共交通事業者等
広島高速交通(株) 総務部長	胡子 芳樹	
広島電鉄(株) 執行役員 電車事業本部長	東 耕一	
広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀	
広島県タクシー協会 専務理事	山口 昭博	
広島県旅客船協会 専務理事	迫田 武利	
(株)広島バスセンター ターミナル事業本部長	箕田 和三	道路管理者
広島国道事務所 副所長	河井 知久	
広島市道路交通局 道路管理課長	西村 洋	港湾管理者
広島県土木建築局 港湾振興課長	吉牟田 修	
広島県警察本部 交通規制課長	三原 隆之	公安委員会
広島市社会福祉協議会 会長	永野 正雄	地域公共交通の利用者
広島消費者協会 会長	栗原 理	
中国地方整備局 都市・住宅整備課長	矢吹 慎	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
中国運輸局 交通企画課長	河野 孝文	
広島運輸支局 首席運輸企画専門官	中井 孝司	
広島県地域政策局 交通対策担当課長	藤井 剛 ●	
広島市都市整備局 みなと振興課長	林 正人	
私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部 執行委員長	後藤 孝秀	

◎：会長 ○：副会長 ●：監査委員

【事務局】

広島市道路交通局公共交通政策部

(事務局長兼協議会出納員：公共交通調整担当課長)

広島市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、協議会の運営に係る議決で会長が認める場合は、この限りでない。
- 3 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊

重しなければならない。

(分科会)

- 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の管理)

- 第11条 協議会は、国等からの補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産の管理について、あらかじめ補助事業の開始前に、協議して定める。

(監査)

- 第12条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	広島市
関係する公共交通事業者等	公益社団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
	広島高速交通株式会社
	広島電鉄株式会社
	広島県旅客船協会
	株式会社広島バスセンター
道路管理者	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 広島市道路交通局
港湾管理者	広島県土木建築局
公安委員会	広島県警察
地域公共交通の利用者	地域福祉関係団体等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
その他の地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国地方整備局建政部 国土交通省中国運輸局交通政策部 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島県地域政策局 広島市都市整備局

※ 会長が必要と認めるとき、その他の協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。

概要

- ・前回の会議において、「法令改正に起因し、法定協議会に運賃分科会を設置する」方針について、報告案件として説明させていただきました。
- ・今回、これとは別に、国庫補助金制度の改正により、現在は別の会議体（広島市陸上交通地域協議会）で行っている「国庫補助金に関する計画策定等」の業務を、この法定協議会において実施する必要性が生じたため、法定協議会に「陸上交通分科会」を設置したいと考えています。
- ・この2つの分科会の概要は、以下のとおりです。

名称	運賃分科会(前回会議にて方針を報告したもの)	陸上交通分科会																																							
経緯	道路運送法の改正 ※法定協議会とは別の協議体において、協議を行うことが要件とされたため、分科会の設置により対応する。	国庫補助金制度の改正（補助要綱の改正） ※現在の法定協議会に、現在の陸上交通協議会構成員を追加すると計31名の大人数になるため、円滑な協議会運営に鑑み、分科会の設置で対応する。																																							
協議内容	路線バス等の運賃に関すること（協議運賃）	路線バスや乗合タクシーに対する国庫補助金に関する計画策定等																																							
協議体制	【現行】 法定協議会での協議・議決 ⇒ 協議運賃等の手続き 【改正後】 法定協議会運賃分科会での協議・議決 ⇒ 協議運賃等の手続き ⇒ 法定協議会への報告	【現行】 陸上交通協議会での協議・議決 ⇒ 補助申請手続き 【改正後】 法定協議会陸上交通分科会での協議・議決 ⇒ 法定協議会での議決 ⇒ 補助申請手続き																																							
イメージ図	<p>改正後 運賃分科会での協議</p>	<p>現行</p>																																							
構成員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員（法定）</th> <th>該当する団体</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体</td> <td>広島市</td> <td>道路交通局公共交通政策部長【分科会長】</td> </tr> <tr> <td>運賃等を定めようとする交通事業者</td> <td>-</td> <td>(案件ごとに選任)</td> </tr> <tr> <td>地方運輸局</td> <td>国土交通省</td> <td>中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官</td> </tr> <tr> <td>関係住民の意見を代表する者</td> <td>関係住民の代表者等</td> <td>広島市社会福祉協議会会長 広島消費者協会会長 (このほか、必要に応じて地域の住民代表を加える)</td> </tr> </tbody> </table>	構成員（法定）	該当する団体	委員	地方自治体	広島市	道路交通局公共交通政策部長【分科会長】	運賃等を定めようとする交通事業者	-	(案件ごとに選任)	地方運輸局	国土交通省	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官	関係住民の意見を代表する者	関係住民の代表者等	広島市社会福祉協議会会長 広島消費者協会会長 (このほか、必要に応じて地域の住民代表を加える)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>該当する団体</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体</td> <td>広島市</td> <td>道路交通局公共交通政策部長【分科会長】</td> </tr> <tr> <td>地方運輸局</td> <td>広島県</td> <td>地域政策局交通対策担当</td> </tr> <tr> <td>交通事業者又は交通施設管理者等</td> <td>国土交通省</td> <td>中国運輸局広島運輸支局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域交通確保維持改善事業を実施する交通事業者又は交通施設管理者</td> <td>・広島交通 ・やぐちタクシー ・フォーブル ・つばめ交通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>バス事業者</td> <td>・朝日交通 ・中野タクシー ・カオル交通</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タクシー事業者</td> <td>広島県バス協会 広島県タクシー協会</td> </tr> <tr> <td>その他運営上必要と認められる者</td> <td>関係する県及び市町等</td> <td>熊野町、北広島町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現在の陸上交通地域協議会と同一メンバー</p>	構成員	該当する団体	委員	地方自治体	広島市	道路交通局公共交通政策部長【分科会長】	地方運輸局	広島県	地域政策局交通対策担当	交通事業者又は交通施設管理者等	国土交通省	中国運輸局広島運輸支局		地域交通確保維持改善事業を実施する交通事業者又は交通施設管理者	・広島交通 ・やぐちタクシー ・フォーブル ・つばめ交通		バス事業者	・朝日交通 ・中野タクシー ・カオル交通		タクシー事業者	広島県バス協会 広島県タクシー協会	その他運営上必要と認められる者	関係する県及び市町等	熊野町、北広島町
構成員（法定）	該当する団体	委員																																							
地方自治体	広島市	道路交通局公共交通政策部長【分科会長】																																							
運賃等を定めようとする交通事業者	-	(案件ごとに選任)																																							
地方運輸局	国土交通省	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官																																							
関係住民の意見を代表する者	関係住民の代表者等	広島市社会福祉協議会会長 広島消費者協会会長 (このほか、必要に応じて地域の住民代表を加える)																																							
構成員	該当する団体	委員																																							
地方自治体	広島市	道路交通局公共交通政策部長【分科会長】																																							
地方運輸局	広島県	地域政策局交通対策担当																																							
交通事業者又は交通施設管理者等	国土交通省	中国運輸局広島運輸支局																																							
	地域交通確保維持改善事業を実施する交通事業者又は交通施設管理者	・広島交通 ・やぐちタクシー ・フォーブル ・つばめ交通																																							
	バス事業者	・朝日交通 ・中野タクシー ・カオル交通																																							
	タクシー事業者	広島県バス協会 広島県タクシー協会																																							
その他運営上必要と認められる者	関係する県及び市町等	熊野町、北広島町																																							
議決方法	全会一致により決する。 【参考：前回協議会時の意見】 ・法令上は、必ずしも全会一致とする必要はない。各市町村でご検討いただければと思う。(中国運輸局) ・協議会での審議事項については、利害が一致せず難しい案件もあるが、時間をかけて審議を行っている。分科会なので特別な取扱いを定めることも考えられるが、現在の協議会と同様に、時間をかけて審議し、皆さんの納得をいただける形になればよいのではないかと。(藤原会長)	全会一致により決する（現在の陸上交通地域協議会と同一の取扱い）。																																							
議決後の取扱い	法定協議会へ報告を行う。 ※道路運送法において、分科会の議決をもって協議運賃等の手続きを行うことが可能とされている。	分科会での議決後、法定協議会に報告するとともに、議決を求める。 ※国庫補助申請手続き等を定めた国の要綱において、計画の認定申請を行うには分科会での議決のみでは足りない（法定協議会の承認を要する）とされている。																																							

※協議会規約第9条第2項の規定により、会長が定めるものです。

広島市地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市地域公共交通活性化協議会規約第9条第1項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものである。

(設置及び事業)

第2条 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に、別表第1の左欄に掲げる分科会を設置し、それぞれ同表中欄に掲げる事項について協議を行う。

(組織)

第3条 分科会は、分科会長及び委員をもって組織する。

(分科会長)

第4条 分科会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 3 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

(分科会の委員)

第5条 分科会の委員は、別表第2に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

- 2 分科会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、分科会の運営に係る議決で分科会長が認める場合は、この限りでない。
- 3 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 分科会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果)

第8条 分科会長は、分科会において協議した結果について、協議会に報告するものとし、協議会は、報告を受けたものについてそれぞれ別表第1の右欄に定めるとおり取り扱うものとする。

- 2 分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重し

なければならない。

(事務局)

第9条 分科会の事務局は、協議会の事務局が行う。

(財務に関する事項)

第10条 分科会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、広島市地域公共交通活性化協議会財務規程による。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1（第2条及び第8条関係）

名 称	協議事項	協議会における取扱い
運賃分科会	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法第9条第4項に規定する運賃等に関すること その他分科会長が必要と認める事項 	—
陸上交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、陸上交通における地域の特性や実情に応じた地域に最適な交通手段の提供に関すること その他分科会長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において審議する。

別表第2（第5条関係）

名 称	区 分	団体又は機関等
運賃分科会	市町村	広島市
	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	運賃等を定めようとする交通事業者
	地方運輸局長	(同左)
	関係住民の意見を代表する者	地域福祉関係団体等 関係住民の代表者等
陸上交通分科会	地方自治体	広島市
		広島県
	地方運輸局	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
	交通事業者又は交通施設管理者等	地域交通確保維持改善事業を実施する交通事業者又は交通施設管理者
		公益社団法人広島県バス協会 一般社団法人広島県タクシー協会
その他運営上必要と認められる者	関係する市町等	

道路運送法の改正による協議運賃の協議方法の見直しについて

改正道路運送法の改正(R5.10.1 施行)

1 法改正前(~9/30)

「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考 <道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

<道路運送法施行規則(抜粋)>

(法第9条第4項の協議が調ったとき)

第9条の2 法第9条第4項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

2 法改正後(10/1~)

新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に届出

参考<道路運送法(抜粋)>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条 (略)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の輸送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

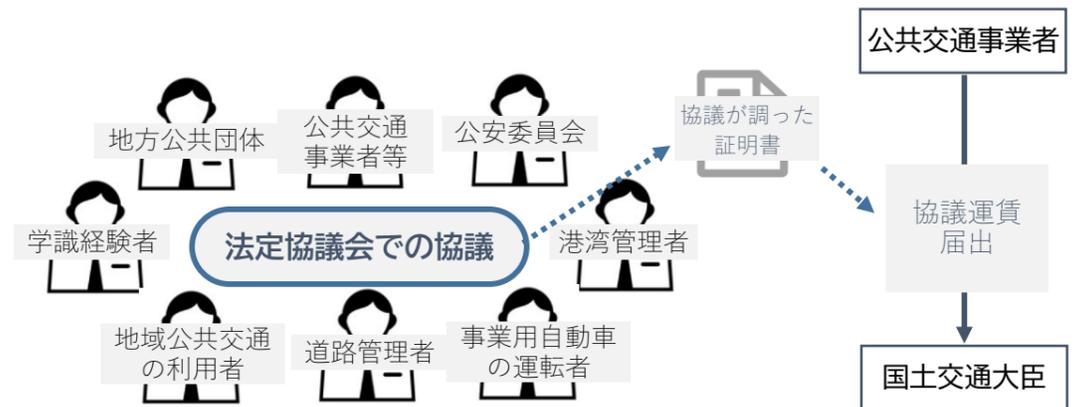
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6~7 (略)

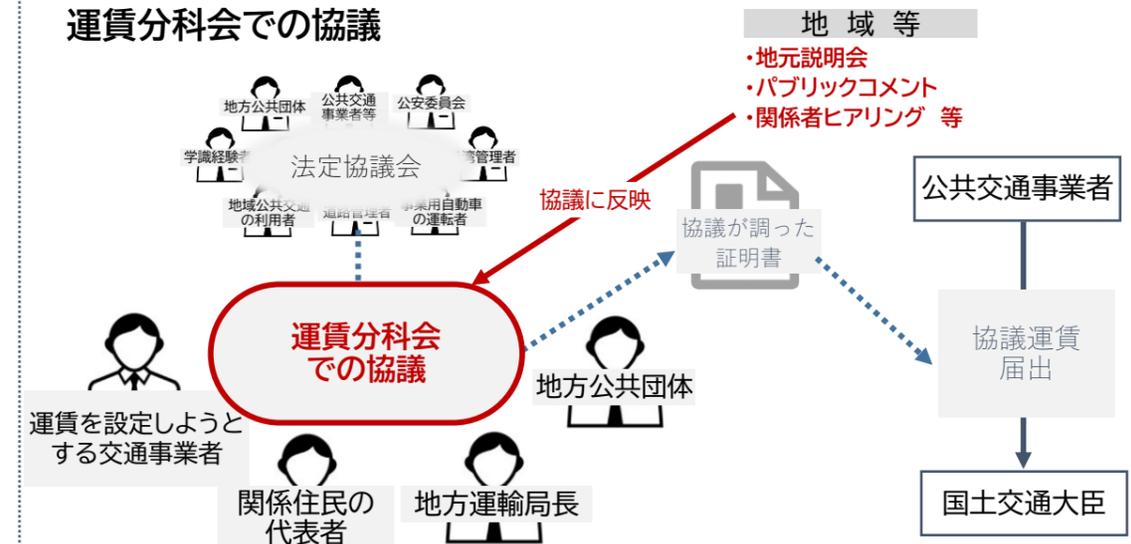
これまで

法定協議会での協議



対応案 法定協議会に分科会を新設

運賃分科会での協議



※関係事業者が複数の場合には分科会も複数回開催が必要となる

【運賃分科会について】

- ・分科会の会長は広島市とし、分科会委員のうち「関係住民の代表者」については、別途指名とする。
- ・分科会の議案は、全会一致で決する。
- ・分科会での決議事項については、親会議である法定協議会に報告する(親会議の承認は求めない。)